

平成24年度固定資産税の
第1期納期が変わります

資産税課

☎973-5394

平成24年度は固定資産の評価替の年にあつております。賦課業務の正確性を図るために、固定資産税の第1期の納期限を平成24年5月31日（例年は4月末日）に変更しますので、お知らせいたします。

本年度の固定資産税の各期の納期は次のとおりです。

- ・第1期 5月1日～5月31日
- ・第2期 7月1日～7月31日
- ・第3期 12月1日～12月25日
- ・第4期 翌年2月1日～2月28日



沖縄県都市「交通災害共済」
が廃止されます

市民生活課

☎973-5487

民間の保険や共済が普及、充実してきたことや、個人情報取り扱いなどの社会環境が大きく変化し、加入者の減少が続いています。昭和57年交通事故の増大により、市民相互の扶助精神

に基づいて設立された本組合の当初の目的は果たされたものと判断し、平成24年度の加入募集を中止し、事業を廃止いたします。

【見舞金の請求について】

平成23年度に加入し会員になつていられる方が平成24年3月31日までに事故に遭われた場合は、平成25年3月31日までの間に見舞金を請求することができます。

詳しくは、市民生活までお問い合わせください。

土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について

資産税課

☎973-5394

地方税法第416条の規定により、平成24年度「土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿」を次のとおり納税者の縦覧に供します。

【縦覧期間】

- 4月2日(月)～5月31日(木)
- (土・日曜日及び祝祭日を除く)
- 午前8時30分～午後5時15分
- (正午～午後1時を除く)

【縦覧場所】 資産税課（本庁2階）

【縦覧者】 うるま市内に土地・家屋を有する固定資産税の納税者（納税管理人を含む）、又はその代理人（委任状が必要）

※縦覧者は印鑑及び本人確認のための納税通知書、運転免許証等が必要です。

母子家庭のみなさんへ平成24年度高等技能訓練促進費事業のご案内

母子家庭の母が、看護師や介護福祉士などの資格取得のために2年以上養成機関で修業する場合に、修業期間中の生活の不安を解消し、安定した修業環境を提供するために「高等技能訓練促進費」を、また、卒業後に「入学支援修了一時金」を予算の範囲内で支給します。

【対象者】 うるま市に住所を有する母子家庭の母で、次の要件を満たす方

- ・ 児童扶養手当を受けているか、又は同等の所得水準にある方
- ・ 養成機関において2年以上の教育課程を修業し、対象資格の取得が見込まれる方
- ・ 就業（又は育児）と修業の両立が困難と認められる方
- ・ 過去に本事業による給付を受けたことがない方

【対象資格】 看護師（准看護師）・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士・その他市長が認める資格

【支給対象期間・支給額】

●平成24年4月1日から平成25年3月31日までに修業を開始した場合

↳ 修業期間の全期間（ただし、3年が限度です。）

| 支給額表 | 訓練促進費 | 一時金 |
|----------|------------|---------|
| 市民税非課税世帯 | 100,000円/月 | 50,000円 |
| 市民税課税世帯 | 70,500円/月 | 25,000円 |

※平成24年3月31日までに修業を開始している方も該当しますので、

詳しくは下記までお問い合わせください。

【事前相談】 訓練促進費の支給を受けようとする場合は、事前相談が必要です。現在修業中の方、または修業を予定している方は、申請前にうるま市役所児童家庭課までご相談ください。

【申請期間】 4月2日(月)～4月13日(金) 【お問い合わせ】 児童家庭課 母子係 ☎973-4983